堺脳損傷協会例会セミナーのご案内

頭の怪我や脳卒中後の自動車運転再開について

堺市立健康福祉プラザ

生活リハビリテーションセンター所長

増田 基嘉 氏

運転免許証を持っている方が頭の怪我や脳卒中の後に、ご自身の判断で自動車運転を再開することは道路交通法違反になる可能性があります。また、交通事故を起こした時にその責任が問われるだけでなく、保険が使えない場合があるなど、大変大きな経済的損失を招くことになるかもしれません。

今回は、自動車運転を再開するために知っておきたい関連する法律や必要な手続きの方法についてお話をします。特に運転免許証の更新時期が迫っている方や入院中に免許更新期限が来てしまった場合など、どのタイミングでどのような手続きが必要になるのかについて解説します。その他、大阪府と堺市の高次脳機能障害支援拠点機関で行っている自動車運転技能評価の内容についても紹介します。

日時: 令和5年9月17日(日)14時から16時まで

場所:なやクリニック デイケアルームにて TEL/FAX 072-236-4176

参加には予約はいりません。直接、お越し下さい。

セミナー参加費:300円